

# 居宅介護支援重要事項説明書

＜ 令和6年 4月 1日 現在 ＞

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 048-480-3313 (9時～17時45分まで)  
携 帯 電 話 090-1042-9936 (9時～17時45分まで)  
090-5328-0270 (24時間対応電話)

担当 上田 宏美

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 指定居宅介護支援事業所山吹の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所山吹
所在地	新座市大和田 4-18-53
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1175100625)
サービスを提供する地域	新座市、志木市、朝霞市、清瀬市

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名		事業所の管理全般	1名
介護支援専門員兼務					
介護支援専門員	介護支援専門員	2名		居宅介護支援業務	3名
事務職員			1名	必要な事務	1名

### (3) 営業時間

月～土	9時～17時45分 日、祝 12月29日～1月3日を除く
-----	---------------------------------

## 3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) お電話、又は事業所に来所され相談をお受けいたします。
- (2) ご自宅に当事業所の介護支援専門員が訪問し、情報を収集し、解決すべき課題を把握します。居宅介護支援の契約を行います。
- (3) 利用者及びそのご家族と介護支援相談員が相談し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- (4) 利用者及びその家族は、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき介護サービス事業者よりサービスを受けます。

- (5) 利用者及び家族と月1回以上連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (6) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の求めに応じ、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介、またその事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を説明します。
- (7) 介護支援専門員は、平時から医療機関との連携を図りサービス事業者等から伝達された情報、介護支援専門員がモニタリングの際に把握した心身状態、生活の状況について、必要と判断した情報については主治医、歯科医師、薬剤師にお知らせします。
- ①医療系サービスをご希望の場合やその他必要な場合、利用者の同意を得て主治医の医師等に意見を求め、居宅サービス計画書を交付します。
- ②ご本人が病院、診療所にご入院の際は、ケアマネージャーの氏名と連絡先を医療機関にお知らせください。
- (8) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を別紙にて説明します。

利用割合（令和5年9月～令和6年2月）

訪問介護	新座ライフ	29.3%	志木社協	10.3%	鹿鳴堂	6.7%
通所介護	健康倶楽部新座	25.5%	ケアサポート新座	16.6%	ミアヘルサ新座	10.5%
地域密着型通所介護	つばめ	42.8%	デイサービス隣家	10.7%	のびりは	10.7%
福祉用具	ふれあい広場	20.6%	住まいるハート	19.6%	かんきょう	14.0%

※利用割合は半年ごとに変更しています。

#### 4 利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市役所の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

記

居宅介護支援費	居宅介護支援費
(要介護1・2)	(要介護3～5)
11,620円	15,097円
特定事業所加算Ⅲ	初回加算
3,456円	3,210円
入院時情報連携加算Ⅰ	入院時情報連携加算Ⅱ
2,675円	2,140円
退院・退所加算	カンファレンス参加なし
カンファレンス参加あり	1回 4,815円 2回 6,420円
	1回 6,420円 2回 8,025円 3回 9,630円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円
通院時情報連携加算	535円

## (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| (1) 事業の実施地域を越えた時点から、片道 10 キロメートル未満 | 600 円   |
| (2) 事業の実施地域を越えた時点から、片道 10 キロメートル以上 | 1,000 円 |

## (3) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① おお客様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出くだされば、いつでも解約できます。

#### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足、退職等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

お客様が介護保険施設に入所した場合

介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）要支援と認定された場合

お客様がお亡くなりになった場合

お客様やご家族などが事業所や事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

その他、本契約に基づきサービス提供を継続することが不可能ないし著しく困難となる特段の事情があるとき

## 6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供され、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助していくことを目的に行います。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	有	全社協方式
介護支援専門員への研修の実施	有	自然災害、感染症、高齢者虐待防止、ハラスメント対策の研修、他を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	無	前記4の（3）参照
その他		

7 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には市町村、利用者の家族、事業所等に連絡し必要な措置を講じます。

9 サービス内容に関する苦情

①当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 指定居宅介護支援事業所山吹 管理者 上田 宏美 電話 048-480-3313

②その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

新座市 介護保険課 電話 048-477-1111 (代)

朝霞市 長寿はつらつ課 電話 048-463-1111 (代)

志木市 長寿応援課 電話 048-473-1111 (代)

清瀬市 高齢支援課 電話 042-492-5111 (代)

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177